

三田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条の2 省略 (変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2～3 省略 (急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(18) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第14条 省略 (蓄電池設備)</p> <p>第15条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第12条の2 省略 (変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2～3 省略 (急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(18) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第14条 省略 (蓄電池設備)</p> <p>第15条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 省略</p>

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第16条～第46条の3 省略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 蓄電池設備

(17)～(18) 省略

第48条～第52条 省略

別表第1～別表第2 省略

別表第3(第3条、第20条関係)

種類				離隔距離(cm)					備考
				入力	上方	側方	前方	後方	
省略									
厨房設備	気体燃料以外	不燃開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15	15	15	(注)：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw以下	100	15(注)	15(注)	
	不燃開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット	14kw以下	80	0	—	0	

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第13条の2第1項第4号の規定を準用する。

第16条～第46条の3 省略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)～(18) 省略

第48条～第52条 省略

別表第1～別表第2 省略

別表第3(第3条、第20条関係)

種類				離隔距離(cm)					備考
				入力	上方	側方	前方	後方	
省略									
厨房設備	気体燃料以外	不燃開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15	15	15	(注)：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw以下	100	15(注)	15(注)	
	不燃開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット	14kw以下	80	0	—	0	

		型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ						
		据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0	
		上記に分類さ れないもの	使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上8 00℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50
省略								

備考 省略

以下省略

		型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ						
		据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0	
固体 燃料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
		上記に分類さ れないもの	使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上8 00℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50
省略								

備考 省略

以下省略